2　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
　なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
⑵　予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
⑶　平成28・29・30年度法務省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売」においてＡ又はＢの等級に格付けされた資格を有する者であること。上記資格の申請の時期及び場所は、全省庁統一資格審査申請の方法による。
⑷　電気事業法第２条の２の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。
⑸　予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。
3　入札書の提出場所等
⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
　〒100―8977 東京都千代田区霞が関１―１―１　法務省大臣官房会計課調達第二係　村上　あい　電話03―3580―4128
⑵　入札説明書の交付方法　上記⑴の場所にて交付する。期間については、次のとおりとする。平成29年12月19日から平成30年１月29日まで　平日９時30分から12時00分まで　13時00分から18時15分まで
⑶　証明書等の受領期限及び場所
①　提出書類等作成要領別紙に基づく報告書　平成30年２月２日17時00分
②　上記①以外の提出書類　平成30年１月30日17時00分
　上記①及び②いずれも法務省大臣官房会計課調達第二係
⑷　入札書の受領期限　平成30年２月８日17時00分
⑸　開札の日時及び場所　平成30年２月９日11時00分　法務省大臣官房会計課入札室
4　その他
⑴　契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨
⑵　入札保証金及び契約保証金の納付　免除
⑶　入札者に要求される事項　この一般競争に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入することができることを証明する書類を指定期日までに提出しなければならない。提出された書類を支出負担行為担当官が審査した結果、この公告に示した物品を納入することができると認められた者に限り、入札に参加することができるものとする。
　なお、入札者は、開札日の前日までの間において、支出負担行為担当官から提出した書類に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。
⑷　入札の無効　この公告に示した競争参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
⑸　契約書作成の要否　要
⑹　落札者の決定方法　この公告に示した物品を納入することができると支出負担行為担当官が判断した資料を提出した入札者であって、予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
⑺　手続における交渉の有無　無
⑻　電子調達システムの利用　本件は、電子調達システムを利用することができる案件である。
⑼　詳細は、入札説明書による。
5　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Takeru Tanojiri, Obligating Officer, Director of the Finance Division, Minister's Secretariat, Ministry of Justice
⑵　Classification of the products to be procured : 26
⑶　Nature and quantity of the products to be purchased : Electric power to be consumed at Central Government Building No. 6 ; Contracted power 6,200kW ; Estimated annual consumption of 17,936,000kWh
⑷　Delivery period : From 1 April 2018 through 31 March 2019
⑸　Delivery place : Central Government Building No. 6
⑹　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall : ①Not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting. Furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause. ②Not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting. ③Have Grade A or B in "sale of product" in terms of the qualification for participating in tenders laid down by the Ministry of Justice (Single qualification for every ministry and agency) for the purpose of procurement in the fiscal years of 2016, 2017, 2018. ④Have permission to be a general electric enterprise in accordance with Article 2―2 of the Electricity Utilities Industry Law. ⑤Meet the qualification requirements which the Oblingating Officer may specify in accordance with Article 73 of the Cabinet Order.
⑺　Time-limit for tender : 17 : 00, 8 February 2018
⑻　Contact point for the notice : Ai Murakami Procurement Section, Finance Division, Minister's Secretariat, Ministry of Justice, 1―1―1 Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo 100―8977 Japan. TEL 03―3580―4128

## 入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
平成29年12月19日
　支出負担行為担当官
　　名古屋高等検察庁検事長　青沼　隆之
◎調達機関番号　013　◎所在地番号　23
○第１号
1　調達内容
⑴　品目分類番号　26
⑵　購入等件名及び数量　名古屋法務合同庁舎、法務総合研究所名古屋支所及び一宮法務合同庁舎で使用する電気　ア　名古屋法務合同庁舎　契約電力　700kW　年間予定使用電力量　1,495,580kWh　イ　法務総合研究所名古屋支所　予定契約電力76kW（実際の契約電力は、当該月の１か月の最大需要電力と前11か月の最大需要電力とのいずれか大きい値により決定する。）　年間予定使用電力量　139,994kWh　ウ　一宮法務合同庁舎　予定契約電力74kW（実際の契約電力は、当該月の１か月の最大需要電力と前11か月の最大需要電力とのいずれか大きい値により決定する。）　年間予定使用電力量　138,300kWh
⑶　調達案件の特質等　入札説明書及び仕様書による。
⑷　供給期間　平成30年４月１日から平成31年３月31日まで
⑸　供給場所　ア　名古屋法務合同庁舎　名古屋市中区三の丸四丁目３番１号　イ　法務総合研究所名古屋支所　名古屋市北区浪打町二丁目７番地の１　ウ　一宮法務合同庁舎　愛知県一宮市公園通四丁目17番３号
⑹　入札方法　入札金額は、当庁が提示する契約電力及び予定使用電力量に対する総価を入札書に記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の８パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
2　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
　なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結に必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
⑵　予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。